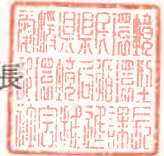


30 循第 760 号
平成 31 年 3 月 20 日

一般社団法人えひめ産業廃棄物協会 様

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課長



再生事業者登録に関する事務の松山市への権限移譲について

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 31 年愛媛県条例第 5 号）及び愛媛県事務処理条例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（平成 31 年愛媛県規則第 11 号）が、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、廃棄物再生事業者登録に関する事務について、同日以降、県から松山市へ権限移譲されますので、お知らせいたします。

については、平成 31 年 4 月 1 日以降、松山市内の事業場に関する当該移譲事務については、同市に申請等を行っていただくこととなりますので、貴協会会員に対する周知等をお願いします。

なお、松山市では、当該移譲事務を廃棄物対策課が所管し、対応することとしておりますので、申請書等の提出先等については、別紙をご参照ください。

おって、関係事業者については、県から別途通知しておりますので申し添えます。



所 属	愛媛県県民環境部環境局 循環型社会推進課 計画推進 G
職氏名	担当係長 二神 真
連絡先	〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 電話 089-912-2356 FAX 089-912-2354 E-mail futagami-shin@pref.ehime.lg.jp